

第 号

年 金 証 書

受給権者の住所・氏名

住 所

氏 名

（ 年 月 日生）

年金の種類

年 金 額

支給開始年月 年 月

証人等の被害についての給付に関する法律により上記のとおり支給します。

年 月 日

法 務 大 臣

印

注 意 事 項

- 1 この証書は、証人等の被害についての給付に関する法律によつて傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。
- 3 次の場合に該当することとなつたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合
 - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあつた場合
 - (4) 遺族給付年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
- 4 この給付を受ける権利は譲り渡したり、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除いて担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 6 毎年2月1日から同月末日までの間に、療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 7 この年金を受ける権利を失つた場合は、この証書を返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡したとき

イ 令別表第一の傷病等級に該当しなくなつたとき

(2) 障害給付年金の場合

ア 受給権者が死亡したとき

イ 令別表第二の障害等級の7級以上に該当しなくなつたとき

(3) 遺族給付年金の場合

ア 受給権者が死亡したとき

イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき

エ 離縁によつて死亡した被害者との親族関係が終了したとき

オ 受給権者が死亡した被害者の子、孫又は兄弟姉妹である場合は、その者が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき（その者が被害者の死亡の時から引き続き令第7条第1項第4号に規定する状態にあるときを除く。）

カ 令第7条第1項第4号に規定する状態にあることにより受給権者となつている者については、その事情がなくなつたとき